



# 埼玉県報

第3号  
令和元年(2019年)  
5月14日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 県民向け問合せ自動応答システム導入業務委託に関する入札公告（改革推進課）
- 軽油引取税免税証の無効告示（自動車税事務所）
- 平成22年埼玉県告示第526号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第1の知事が別に定める額について）の一部を改正する告示（福祉政策課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 宮毛田土地改良区の役員就退任届（東松山農林振興センター）
- 上用水堰土地改良区の役員就退任届（東松山農林振興センター）
- 高坂土地改良区の役員就退任届（東松山農林振興センター）
- 上尾都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 上尾都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 上尾都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 019 管委第1号水総合管理システム運用保守等業務委託一式の調達に関する契約の相手方等の公示（水道管理課）

# 告 示

## 埼玉県告示第十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年五月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

県民向け問合せ自動応答システム導入業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日（火）まで

### (4) 履行場所

埼玉県企画財政部改革推進課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により、また「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。なお、格付は開札時に取得している格付によること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部改革推進課A I 推進担当 松本 電話048-830-2442（直通） 電子メール a2440-11@pref.saitama.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月2日（火）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月2日（火）午前10時まで（必着）

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月2日（火）午前10時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部改革推進課 令和元年7月2日（火）午前11時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年6月5日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行い、入札説明書の技術評価項目書の項目をすべて満たした提案をした者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者の決定をする。

なお、技術評価項目書の項目等は、別記「落札者決定基準」とおりである。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和元年6月5日（水）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775 (直通))  
へ送付すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Contract for the Installation of an Automatic Response System for  
Prefectural Residents

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:30 a.m., July 2, 2019

By registered mail or in person: 10:00 a.m., July 2, 2019

(3) Contact Information:

Reform Division, Department of Planning and Finance,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2442

別記

落札者決定基準

No.	技術評価項目	仕様書 該当項番	任意・ 必須	提案書記載事項	配点	
<b>I. 県民向け問合せ自動応答システム</b>						
1.システム化の方針		配点：300（10%）				
1	1.1.1.基本方針		必須	・県民向け問合せ自動応答システムの開発目的やシステムが有する機能などを踏まえ、開発に当たっての基本方針を記述すること。 ・プロジェクトを実施するに当たり発生すると思われる課題とその対応策について、具体的に記載すること。なお、対応策は本県の作業負担を必要最低限にするための工夫をすること。	150	
2	1.2.A I 技術	第1章 5-1	必須	・県民向け問合せ自動応答システムで用いるA I 技術について、貴社の優位性、特長等を踏まえ記載すること。 ・将来的な機能拡張に向けたA I 技術の適用範囲拡大について、貴社の見解を具体的に記載すること。	150	
2.提案システムの内容		配点：750（50%）				
3	2.1.システム要件（機能要件）	2.1.1.利用者向け機能 2.1.1.1.総合窓口機能 2.1.1.2.問合せ回答機能	別紙 業務・機能要件 2-2 2-3	必須	・調達仕様書（別紙も含む）で示した機能要件について、漏れなく実装することを明確に記載すること。 ・機能要件を実現するに当たり発生すると思われる課題とその対応策について、具体的に記載すること。なお、対応策は本県の作業負担や、要件の実現レベルを低下させないための配慮と工夫を盛り込むこと。	150
4		2.1.2.表示・入力機能	別紙 業務・機能要件 2-1	必須	・調達仕様書（別紙も含む）で示した機能要件について、漏れなく実装することを明確に記載すること。 ・チャットボットの画面及び画面遷移のイメージを記載すること。	50
5		2.1.3.管理者機能	別紙 業務・機能要件 3	必須	・調達仕様書（別紙も含む）で示した機能要件について、漏れなく実装することを明確に記載すること。 ・機能要件を実現するに当たり発生すると思われる課題とその対応策について、具体的に記載すること。なお、対応策は本県の作業負担や、要件の実現レベルを低下させないための配慮と工夫を盛り込むこと。	100
6	2.2.システム要件（非機能要件）	2.2.1.非機能要件	第2章 2-1～ 2-4	必須	・非機能性要件（拡張性要件及び情報セキュリティ要件を除く）について、調達仕様書に示された要件の実現方法（仕様を満たしている根拠）について具体的に記載すること。 ・上記提案が県にもたらす効果について、具体的に記載すること。 ・要件を実現するに当たって、機能制約や懸念事項がある場合は、解決方法を説明すること。	50
8		2.2.2.情報セキュリティ要件	第2章 2-5	必須	・情報セキュリティ要件について、調達仕様書に示された要件の実現方法（仕様を満たしている根拠）について具体的に記載すること。 ・要件を実現するに当たって、制約や懸念事項がある場合は、対応方法を説明すること。	100
7	2.3.拡張性要件		第2章 3	必須	・拡張性要件について、調達仕様書に示された要件の実現方法（仕様を満たしている根拠）について具体的に記載すること。 ・音声インターフェイスや他言語対応について、システム設計の工夫などの観点から具体的に説明すること。 ・要件を実現するに当たって、機能制約や懸念事項がある場合は、解決方法を説明すること。	50
9	2.4.稼働環境要件の実現方法	2.4.1.稼働環境要件	第3章 1、2	必須	・稼働環境要件(クライアント要件以外)について、調達仕様書に示された要件の実現方法（仕様を満たしている根拠）について具体的に記載すること。 ・データセンター、ネットワーク構成等を含めた全体構成図を記載すること。 ・セキュリティ対策、不正アクセス監視、バックアップなど、具体的な実現方法を説明すること。 ・要件を実現するに当たって、機能制約や懸念事項がある場合は、解決方法を説明すること。	100
10		2.4.2.クライアント要件	第3章 3	必須	・稼働環境要件のクライアントに係る要件について、調達仕様書に示された要件の実現方法（仕様を満たしている根拠）について具体的に記載すること。 ・インストールが必要なソフトウェアについて、製品名、バージョン、目的を記載すること。また、ソフトウェア配付方法について具体的に説明すること。 ・要件を実現するに当たって、機能制約や懸念事項がある場合は、解決方法を説明すること。	50
11	2.5.追加提案			任意	・将来的な業務の追加や市町村との共同化について、どのように対応することができるか、提案があれば記述すること。 ・その他、調達仕様書に示された要件に加えて、県民向け問合せ自動応答システムに関する優れた提案があれば記述すること。 ※追加提案は、本調達の対象範囲内の業務として契約締結時の仕様に加え、必ず履行すること。	100

No.	技術評価項目	仕様書 該当項番	任意・ 必須	提案書記載事項	配点
3.業務推進方法		配点：200 (13.3%)			
12	3.1.導入スケジュール	3.1.1.スケジュール	第1章 4-3-2	必須 ・システム導入に向けた各工程のスケジュール、根拠、工夫・考慮点を具体的に説明すること。 ・要件を実現するに当たって、懸念事項がある場合は、解決方法を説明すること。	50
13	3.2.開発要件	3.2.1.プロジェクト管理手法	第4章 1-1、2	必須 ・プロジェクト管理要件、会議体要件に関して、調達仕様書に示された要件の実現方法（仕様を満たしている根拠）について具体的に記載すること。 ・課題管理について管理手法、課題解決に向けた手順について記載すること。また、課題管理表など課題管理に用いる資料について、サンプルを提示すること。	50
14		3.2.2.プロジェクト体制	第4章 1-2	必須 ・プロジェクト管理者等の主要な構成員について提示すること。 ・上記メンバーの氏名、役割、責任を明記するとともに、スキル要件を充足していることを示すこと。また、再委託する予定の場合は、再委託先の者についても体制図に記載すること。 ・要件を実現するに当たって、懸念事項がある場合は、解決方法を説明すること。 ・プロジェクト管理者、チームリーダー又は他の要員のスキル不足に起因して、業務の遅延、質の低下等を招いた場合、その問題解決方法について具体的に記載すること。	100
4. ライフサイクルコスト		配点：150 (10%)			
15	4.1.システム運用・保守	4.1.1.運用・保守経費の積算		必須 ・クラウドサービス利用料や運用保守費用等について内訳とともに記載すること。 ・上記経費のうち運用作業の役割に係る経費については、調達仕様書で示した運用要件及び保守要件を基に積算すること。	50
16		4.1.2.運用・保守の考え方	第7章 1～4-2、 5～7	必須 ・運用・保守段階の経費に対する提案者の基本的な考えを記載すること。 ・前項の積算根拠について、調達仕様書に示した要件の実現方法（仕様を満たしている根拠）を踏まえて具体的に記載すること。 ・前項積算を維持するための前提条件、制限等について記載すること。 ・別途契約（機能拡張など）における工数や費用の積算内容の、本県に対する説明手法について記載すること。	50
17		4.1.3.正答率向上作業の考え方	第7章 4-3	必須 ・正答率向上のための方策について、提案者の基本的な考えを記載すること。	50
<b>II. 投入するデータの作成及びデータの支援</b>					
1.データ作成・作成支援		配点：50 (3.3%)			
18	1.1. データ作成		第5章	必須 ・機械学習に必要な教師データ及び稼働時に必要となるQAデータについて、どのように作成するのか記載すること。 ・正答率作成のためにシナリオ作成が必要となる場合に、県からどのようなデータ提供が必要なのか記載すること。	50
<b>III. 県民向け問合せ自動応答システムキャラクターの製作</b>					
1.キャラクター製作		配点：50 (3.3%)			
19	1.1. キャラクター製作		第6章	必須 ・県民向け問合せ自動応答システムの目的に見合うキャラクターについて、貴社の考え方を示すこと。 ・キャラクターをどのように製作するのか記載すること。	50
合計					1500

# 告 示

## 埼玉県告示第十二号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

令和元年五月十四日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
20 ト	03E012331	六	船舶	平成三十年十月一日
	03E012336			平成三十一年三月三十一日
	03E012337			
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称				
八潮市大字古新田九一				
東京ポート株式会社大場川サービスセンター				
免税証を交付した事務所		亡失年月日		
埼玉県自動車税事務所		平成三十一年三月二十日		

## 告 示

### 埼玉県告示第十三号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の知事が別に定める額について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和元年五月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

表ツベルクリン反応検査及び予防接種の項金額の欄中「一〇、四四〇円」を「八、四九〇円」に、「五、一二〇円」を「五、〇六〇円」に、「九、三〇〇円」を「九、一四〇円」に、「九、六三〇円」を「八、八三〇円」に、「六、六七〇円」を「六、五八〇円」に、「六、四八〇円」を「六、四四〇円」に、「四、九〇〇円」を「四、八八〇円」に、「二、六三〇円」を「二、六二〇円」に、「七、五八〇円」を「七、五三〇円」に、「八、二六〇円」を「七、五八〇円」に、「二〇、七六〇円」を「二〇、六七〇円」に、「一五、〇三〇円」を「一五、〇八〇円」に、「一六、三八〇円」を「一五、四二〇円」に、「七、八九〇円」を「七、八五〇円」に、「五、九三〇円」を「五、九二〇円」に、「一三、八四〇円」を「一三、八二〇円」に、「二二、二四〇円」を「二二、八四〇円」に改める。

# 告示

## 埼玉県告示第十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年五月十四日

埼玉県知事 上田清司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

加須カタクラパーク

埼玉県加須市大門町二十一―五十八

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）片倉工業株式会社 代表取締役社長 佐野公哉

東京都中央区明石町六―四

（変更後）片倉工業株式会社 代表取締役社長 上甲亮祐

東京都中央区明石町六―四

#### ハ 変更年月日

平成三十一年三月二十八日

#### ニ 届出年月日

平成三十一年四月二十二日

### 二 縦覧期間

令和元年五月十四日から令和元年九月十四日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和元年五月十四日から令和元年九月十四日まで

#### ロ 意見書提出先



# 告 示

## 埼玉県告示第十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、宮毛田土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和元年五月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 就任

職名 氏名 住所

理事 江口 定夫 埼玉県東松山市大字毛塚三百四十七番地

### 二 退任

職名 氏名 住所

理事 中村 繁夫 埼玉県東松山市大字毛塚三百四十三番地

# 告 示

## 埼玉県告示第十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、  
上用水堰土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所に  
ついて、次のとおり届出があつた。

令和元年五月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 就任

職名 氏名 住所

監事 梶 田 啓 二 埼玉県東松山市大字上野本五百四十五番地一

### 二 退任

職名 氏名 住所

監事 田 村 登志夫 埼玉県東松山市大字上野本千百五十三番地二

# 告示

## 埼玉県告示第十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、高坂土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和元年五月十四日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	高橋 仟治	埼玉県東松山市大字正代八百三十七番地
同	松坂 喜浩	同 正代千百七十九番地
同	芝 寄豊春	同 宮鼻百七十六番地
同	吉田 茂	同 西本宿二千二百二十一番地
同	新井 吉生	同 早俣五百二十四番地一
同	吉岡 昌治	同 正代八百十七番地
同	野口 善雄	同 西本宿千二百八十二番地
同	新井 洋一	同 高坂八百四十八番地二
同	加島 幸雄	同 西本宿千六百九番地四
監事	松崎 初夫	同 高坂千百六十六番地一
同	浅野 隆司	同 高坂七百九十八番地一

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	松崎 昭三	埼玉県東松山市大字高坂千三百七十七番地二
同	内田 住男	同 早俣五百三十五番地一
同	山 寄茂一	同 早俣五百五十二番地四
同	大久保 征己	同 正代八百二十五番地
同	高橋 仟治	同 正代八百三十七番地
同	芝田 西治	同 宮鼻百八十五番地
同	岡田 光由	同 西本宿二千四百九十番地
同	永島 政雄	同 西本宿二千二百二十番地一
同	松坂 喜浩	同 正代千百七十九番地
同	福田 節雄	同 高坂八百二十番地
同	松崎 初夫	同 高坂千百六十六番地一

## 告 示

### 埼玉県告示第十八号

上尾市から上尾都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元年五月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第十九号

上尾市から上尾都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元年五月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第二十号

上尾市から上尾都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元年五月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年五月十四日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 調達案件名及び数量  
019 管委第 1 号水総合管理システム運用保守等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企業局水道管理課水運用・省エネ担当  
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成 31 年 3 月 28 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
東芝インフラシステムズ株式会社北関東支店  
埼玉県さいたま市大宮区宮町一丁目 114 番地 1
- 5 契約金額（税抜）  
52,500,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号